

世田谷区公示送達第66号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条により別紙書類を送達しようとしたが、別紙公示送達対象者一覧の対象者はその住所、居所ともに不明のため送達できないので、同法第20条の2及び世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）第6条の規定に基づき公示する。

なお、別紙送達すべき書類はこれを保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

交 付 場 所 世田谷区財務部納税課（徴収担当）

令和8年8月20日

世田谷区長 保 坂 展 人

公示日 令和8年8月20日

送達対象者一覧

番号	送達すべき書類	送達を受けるべき者
1	地方税法第331条及び国税徴収法第80条の規定に基づく通知	厚木 勝
2	地方税法第331条及び国税徴収法第54条の規定に基づく通知	RENTSEN BATZORIGT
3	地方税法第331条及び国税徴収法第54条の規定に基づく通知	GONZALEZ ALMODOVAR IGNACIO
4	地方税法第331条及び国税徴収法第54条の規定に基づく通知	高原 凌
5	地方税法第331条及び国税徴収法第54条の規定に基づく通知	小松 鉄平